

(草案)

綱領

- 一、われ等は相愛互助の精神に沿ひ、智識を啓發、技術の進歩、徳性の涵養を圖り、自己の向上と完成を期す。
- 一、われ等は製鐵産業の重要性に鑑み、全従業員の自主的組織と訓練に依り、製鐵産業の平和と發展に協力すると共に労働條件の維持改善並びに共同福利の増進を期す。
- 一、われ等は國情に即し、健實なる労働組合の組織と統制力を以て産業に協力し、合理的なる社會進化を促進して健全なる新社會の建設を期す。

規約

第一章 總則

- 第一條 本組合は日本製鐵従業員組合と稱し本部を八幡市に置き支部を各所に置く。
- 第二條 本組合は宣言、綱領、主張、決議の貫徹を目的とす。
- 第三條 本組合は前條の目的を達成する爲左の部門を置く。
庶務部、組織部、調査部、宣傳部、辯論部、教育部、機關紙部、事業部、共濟部、青年部、爭議統制部、連絡部、相談部、企画部、職夫部。

第二章 組織

- 第四條 本組合は日本製鐵株式會社の従業員を以て組織す。
- 第五條 本組合は二百名以上の組合員を有する處に支部を設く。

第三章 機關

- 第六條 本組合に左の機關を置く。
大會、中央委員會、執行委員會、部長會議、會計審査委員會、役員總會、正副支部長會議、相談役會。
- 第七條 大會は組合の最高決議機關にして、大會代議員及本部役員を以て構成し毎年一回組合長之を召集す。
但し中央委員會に於て必要と認めたる時及組合員總數の三分の二以上の要求ありたる時は臨時大會を召集するものとす。
大會の代議員の選出比率は毎月會費完納組合員數に應じて、中央委員會之を定む。
- 第八條 中央委員會は大會に至る迄の常設決議機關にして中央委員及執行委員を以て構成し組合長之を召集す。
- 第九條 部長會議及執行委員會は本組合の執行機關にして、大會及中央委員會及役員總會、正副支部長會に對し責任を負ふものとし組合長之を召集す。
- 第十條 會計審査委員會は本組合の金繰出納並に財産管理に關する一切を監査し、豫算、決算の査定するものとす。
全委員會は毎月一回以上審査委員長之を召集す。
- 第十一條 役員總會は本組合の統制連絡機關にして組合長適宜之を召集す。
- 第十二條 正副支部長會議は、各支部の融和擴充機關にして組合長適宜之を召集す。
- 第十三條 相談役會は組合長の諮問機關にして、相談役を以て構成し組合長之を召集す。
相談役會の議長は、相談役會に於て之を定む。
- 第十四條 本組合各機關の會議は、出席者の過半數の賛同を以て決定す。
但し可否同數なる時は議長之を決す。
- 第十五條 本組合に顧問を置く事を得。

第四章 役員

- 第十六條 本組合に左の役員を置く。
組合長(一名)、副組合長(二名)、主事(一名)、會計長(一名)、會計(一名)、會計審査委員長(一名)、部門部長、執行委員、中央委員、相談役、會計審査員(各若干名)
副組合長は本組合を統轄し組合長事務を代行す。
主事は組合長の指示を受け會務を處理す。
會計長は本組合の金繰出納並に財産管理に關する一切を處理しその責に任ず。
會計は會計長を輔佐し本組合の會計事務を處理す。
會計審査委員長は本組合の金繰出納並に財産管理を監査し會計審査委員會の責に任ず。
會計審査委員は本組合の常設會計審査機關に參與し豫算決算を査定するものとす。
部門部長は本組合各種機關と協力し部員を統轄して所屬専門事項を處理するものとす。
執行委員は主事を輔佐し組合員一般の意志を代表し會務を執行す。
中央委員は本組合の常設決議機關に參與し會務の決議に當るものとす。
相談役は組合長の諮問に應ず。
顧問は本組合の一切の會議に参加して意見を闡明する事を得。
本組合の役員は左の如く選任す。
- 第十七條 組合長、副組合長、主事、會計長、會計、部門部長、會計審査委員長は大會に於て之を選任す。
- 第十八條 組合長、副組合長、主事、會計長、會計、部門部長、會計審査委員長は大會に於て之を選任す。